

～雇用維持に努力される事業主の方々へ～

社会保険労務士による 個別相談会

無料

働き方改革・労務管理・助成金

就業規則が法令にあっているか確認したい・賃金制度の見直し・労働時間の管理
長時間労働の削減・労働者の定着・有給休暇・36協定・非正規労働者の処遇改善
労働関係助成金など制度の説明や改善方法等に関する個別相談です。

働き方改革とは 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）

この法律は「長時間労働の是正」、「正規・非正規の不合理な処遇差の解消」、「多様な働き方の実現」という3つが柱になっています。

開催日時：10月 毎週月曜日 ①13:30 ②14:30 ③15:30

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金

新型コロナウイルス感染症により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象として、国の雇用調整助成金の要件が緩和されました。

この雇用調整助成金を事業者の皆様にご活用いただくための個別相談です。
対象事業所となるのか？ 支給要件とは？ 必要書類は？ 受給手続きの流れは？

雇用調整助成金とは 緊急対応期間 令和2年4月1日から令和2年9月30日までに休業を実施した場合
経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練
又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、企業に対して、休業手当、賃金等の一部を国が助
成します。新型コロナウイルス感染症に対する特例として、同感染症による経営への影響を「経済上の理
由」とするほか、感染拡大防止に資する休業や濃厚接触者に命令した休業も対象とされています。

緊急雇用安定助成金とは 緊急対応期間 令和2年4月1日から令和2年9月30日までに休業を実施した場合
雇用保険被保険者ではない従業員の方を休業させた場合の助成金です。

開催日時：10月 毎週火曜日 ①13:00 ②14:00 ③15:00 ④16:00

対象者：沖縄商工会議所 会員事業所又は管内事業所

場所：沖縄商工会議所・B会議室

申込み：事前予約制 ※1社60分程度※

電話番号：098-938-8022

申込先：沖縄商工会議所 中小企業振興部 地域振興課 担当・上門うえじょう